

定 款



HARAJUKU
原宿表参道櫛会
商店街振興組合

商店街振興組合原宿表参道櫛会

商店街振興組合 原宿表参道櫛会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、商店街振興組合 原宿表参道櫛会と称する

(地 区)

第3条 本組合の地区は、東京都港区北青山3丁目5番・6番及び渋谷区神宮前1丁目9番・11番・13番・16番、3丁目1番・6番、4丁目2番・3番・12番・24番・25番・26番・29番・30番・32番、5丁目1番・2番・6番から10番、6丁目1番から7番(5番を除く。)・16番・26番から35番(29番・32番を除く。)の表参道に面する区域及び神宮前1丁目6番・8番・9番・11番・19番、4丁目30番から32番、6丁目4番・5番・10番・12番・27番から29番の明治通りに面する区域並びに港区北青山3丁目8番15号及び渋谷区神宮前1丁目9番11号・12号・10番23号・34号・12番4号・7号・13番18号、14番12号・21号・24号・29号・15番5号・12号、3丁目2番11号・15号、4丁目2番17号・24番1号・25番6号・26番24号・26号・3番15号・30番2号・31番16号・32番16号・18号、5丁目1番2号・6番17号・8番8号、6丁目3番5号・6番8号・11号・26番1号・28番3号・4号・34番14号・22号の各区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示板に掲示してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。
2. 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。
3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面により通知するとともに、前条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員のためにする共同売出しに関する事業
- (2) 組合員のためにする共同宣伝に関する事業
- (3) 組合員のためにする商品券の発行及びチケット販売に関する事業

- (4) 組合員のためにする簡易生命保険の集金代行に関する事業
- (5) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業
- (6) 組合員の事業に係る休日、開店又は閉店の時刻等に関する指導
- (7) 街路灯、カラー舗装、駐車場、会館等組合員及び一般公衆の利便を図るための共同施設の設置及びその維持管理
- (8) 組合員の事業の発展に資するためにする組合の地区内の土地の合理的利用に関する計画の設定及びその実施についての組合員に対する助言
- (9) 組合員が建築協定を締結する場合におけるあっせん
- (10) 組合員の福利厚生に関する事業
- (11) 前各号の事業に付帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 組合の地区内に不動産を所有する者であつて、かつ、その地区内で小売商業を営む者
- (2) 組合の地区内に不動産を所有する者であつて、かつ、その地区内でサービス業を営む者
- (3) 組合の地区内に不動産を所有する者であつて、かつ、その地区内で前2号以外の事業を営む者
- (4) 組合の地区内において、小売商業・サービス業及びその他の事業を営む者であつて、かつ、本組合の事業目的に賛同する者

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2. 前項の加入の諾否は、理事会において決する。
3. 前項の規定により理事会の承諾を得た者は、引受出資口数に応ずる出資金の払込を終了したとき（持分の全部又は一部を承継することにより加入する場合は、それを承継したとき）に組合員となる。

(相続加入)

第10条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(議決権及び選挙権)

第11条 組合員は、各1個の議決権及び役員選挙権を有する。

2. 組合員は、第34条第1項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、組合員が署名若しくは記名押印した書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。
3. 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。
4. 代理人が代理することができる組合員の数は、4人以内とする。
5. 代理人は、その代理権を証する書面を、議決権を行う前に、本組合に提出しなければならない。

(経費の賦課)

第12条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもってあてるものを除く。）にあてるため、組合員に経費を賦課することができる。

2. 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(使用料又は手数料)

第13条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2. 前項の使用料又は手数料の額は、総会で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(自由脱退)

第14条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2. 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第15条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決によって除名することができる。

この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (3) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払いもどし)

第16条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の正味財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
 - (2) 事業の一部を廃止したとき
 - (3) その他特にやむを得ない理由があるとき
2. 前項の請求は、事業年度の末日の90日前までにその旨を記載した書面でなければならない。
3. 本組合は、第1項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
4. 出資口数の減少については、前条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

(届 出)

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び名称（法人たる組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(過 怠 金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第15条第1号から第3号までに掲げる行為のあった組合員

(2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(延滞金)

第20条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金、その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利12パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第21条 出資1口の金額は、20,000円とする。

(出資の払込み)

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算出する。

2. 持分の算定に当たっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問、相談役及び職員

(役員)

第24条 本組合に次の役員を置く。

(1) 理事 3人

(2) 監事 1人又は2人

2. 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選任する。

3. 理事のうち組合員又は組合員たる法人の役員でない者については2人をこえることができない。

(役員選挙)

第25条 役員を選任は、総会の議決による。

2. 前項の議決は、推薦会議において推薦された者(以下「候補者」という。)について行う。

3. 推薦会議は、規約に掲げる業種別部会毎に1人の推薦委員をもって構成される。

4. 前項の業種別部会に属する組合員を代表するものとして当該部会に属する組合員の過半数の承諾を得て選出される。

5. 推薦会議が役員候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。

6. 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。

7. 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。

8. 役員を選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、2年又は就任後において、開催される第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2. 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3. 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
4. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、第24条に定めた理事又は監事の定数の下限を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(代表理事の職務等)

第27条 理事長を代表理事とする。

2. 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
3. 任期満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
4. 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
5. 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
6. 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任できる。
7. 本組合は代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第28条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び職員に対して、会計に関する報告を求めることができる。

2. 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第29条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の報酬)

第30条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問及び相談役)

第31条 本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、又相談役は本組合に多年功労のあった者のうちから、それぞれ理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(職員)

第32条 本組合に、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第33条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

- 第 34 条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発して行うものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書を併せて提供するものとする。
2. 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別の通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。
 3. 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

(臨時総会の招集請求)

第 35 条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

(総会の議決事項)

第 36 条 商店街振興組合法(以下「法」という。)又はこの定款で定めるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事)

- 第 37 条 総会の議事は、総組合員の半数以上が出席し、第3項ただし書及び次条に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 総会の議長は、出席した組合員(組合員又は組合員たる法人の代表者)のうちから選任する。
 3. 総会においては、第34条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
 4. 総会においては、延期又は続行の議決をすることができる。この場合においては、第34条第1項の規定は適用しない。

(特別の議決)

第38条 次の事項は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合の解散又は合併
- (3) 組合員の除名

(総会の議事録)

第 39 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2. 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催の日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 組合員数及びその出席者数並びにその出席方法
 - (5) 出席理事の氏名
 - (6) 出席監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)

- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査結果の内容の概要

(理事会)

第40条 本組合に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事会の招集は、各理事に対し、会日の7日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。ただし、理事全員の同意がある場合は、招集手続きの一部を省略することができる。
- 4 理事は、必要があると認めるときは、いつでも理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。
- 5 前項の請求をした理事は、その請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに理事会の招集手続をしない場合は、第2項の規定にかかわらずみずから理事会を招集することができる。

(理事会の議決事項)

第41条 法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関し重要な事項

(理事会の議事等)

第42条 理事会の議長は、理事長をもってあてる。

- 2 理事会における各理事の議決権は、各1個とする。
- 3 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 4 理事は、やむを得ない理由がある場合は、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。
- 5 第3項の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 6 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第3項の理事の数に算入しない。

(理事会の議事録)

第43条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付すものとする。

- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催の日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名
 - (6) 出席組合員の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)
 - (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見又は発言の内容
 - (11) 組合と取引をした理事の報告の内容

(12) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)

- ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
- ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
- ③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
- ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

(委員会)

第44条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 管 理

(定款その他の書類の備置き及び閲覧)

第45条 理事は、定款、規約及び組合員名簿を本組合の事務所に備えて置かなければならない。

2. 組合員名簿には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称(法人たる組合員にあっては、名称及びその代表者名)及び住所又は居所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び払込済金額並びにその払込みの年月日

3. 理事は、総会及び理事会の議事録を10年間本組合の事務所に備えて置かなければならない。

4. 組合員及び組合の債権者は、業務取扱時間内はいつでも組合に対し、第1項及び第2項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない

(決算関係書類の提出、備置き及び閲覧等)

第46条 組合は、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書を作成しなければならない。

2 組合は、決算関係書類を作成した日から10年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

3 第1項の決算関係書類は、監事の監査を受けなければならない。

4 事業報告書及び前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類は、理事会の承認を受けなければならない。

5 理事は、通常総会の通知に際して、組合員に対して前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。

6 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

7 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。

8 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日から2週間前から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 9 組合員及び組合の債権者は、いつでも組合に対して、第1項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。

第8章 会 計

(会計帳簿の閲覧等)

第47条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、組合は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(事業年度)

第48条 本組合の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終るものとする。

(利益準備金)

第49条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金(ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下第51条及び第52条において同じ。)の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失をてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本剰余金)

第50条 本組合は、出資金減少差益(第16条の規定によって払いもどしをしない金額を含む。)を、その他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第51条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第52条 本組合は、第7条第5号の事業(教育及び情報の提供事業)の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当及び繰越金)

第53条 毎事業年度の利益剰余金に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したのから、第49条の規定による利益準備金、第51条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決により他の組合積立金として積み立て、又は、組合員に配当し、なお剰余がある場合は、翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第54条 前条の配当は、総会の議決を経て、次の各号のいずれかにより行うものとする。

- (1) 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当
 - (2) 組合員が事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてする配当
 - (3) 前2号を併用した配当
- 2 前項第1号又は第3号の出資額に応じてする配当は、年10パーセントをこえないものとする。
- 3 配当金の計算については、第23条(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第 55 条 損失金のおてん補は、特別積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序に従ってするものとする。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第 56 条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

附 則

(実施の時期)

1. この定款は、本組合の成立の日から実施する。(昭和60年8月28日)

(任期の特例)

2. 設立当時の役員任期は、第26条の規定にかかわらず昭和61年3月31日までとする。

(事業年度の特例)

3. 設立当時の事業年度は、第48条(事業年度)の規定にかかわらず、本組合の成立の日始まり昭和61年3月31日に終わるものとする。

(改正年月日)

- ・平成元年9月18日改正
- ・平成2年10月5日改正
- ・平成4年7月27日改正
- ・平成11年10月4日改正
- ・平成12年7月26日改正
- ・平成13年9月27日改正
- ・平成19年8月20日改正
- ・平成20年8月28日改正
- ・平成25年8月26日改正
- ・令和3年8月3日改正

当組合の定款である